

内部統制制度について

1 内部統制制度の概要

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、令和2年4月1日から都道府県及び指定都市に内部統制制度の導入が義務付けられました。

(1) 制度の目的

人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、法令等を遵守しつつ適正な業務の執行が確保される地方行政体制を確立します。

(2) 制度の導入・実施

総務省が策定した『地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン』（以下『ガイドライン』という。）をふまえ、業務を適正かつ効果的に行うための仕組みを構築します。（別紙1）

【今後の予定】

令和元年度 内部統制に関する方針の策定、公表

令和2年度 内部統制の体制整備、運用

令和3年度 内部統制の評価、報告

2 制度導入にあたっての基本的な考え方

(1) 内部統制に関する方針の策定

内部統制に関する方針は、組織的な取組の方向性等を示すものであり、方針には、内部統制制度の目的、対象とする事務等を記載することとされています。

対象とする事務については、地方自治法第150条第1項の規定により、「財務に関する事務」が必須とされており、必要に応じて対象事務を追加することが可能とされています。本県では、「財務に関する事務」に加え、コンプライアンスを推進するうえで、リスクが高く、対応が必要と考えられる範囲の事務についても対象とし、制度を運用しながら継続的に見直しを行うこととします。

(2) 内部統制体制の整備

ガイドラインに沿った内部統制体制を整備する中で、内部統制を全庁的に推進する「内部統制推進部局」、内部統制の整備状況及び運用状況を評価して内部統制評価報告書を作成する「内部統制評価部局」を設置するとともに、各所属において、リスクに対応するための規則・規程・マニュアル等を整備し、それらを業務に適用します。

また、『内部統制は、内部統制の制度が導入されていない段階でも、一定の範囲で、各組織において存在している。内部統制制度は、現状の内部統制を可視化し、その過不足を適正化して必要十分なものとする意義がある（ガイドラインから引用）』ことから、庁内の既存の仕組みを最大限活用することで、円滑に制度を推進します。

(3) 内部統制制度の運用

内部統制を有効に機能させ、リスクを防止または適時に発見することができるよう、制度を運用します。

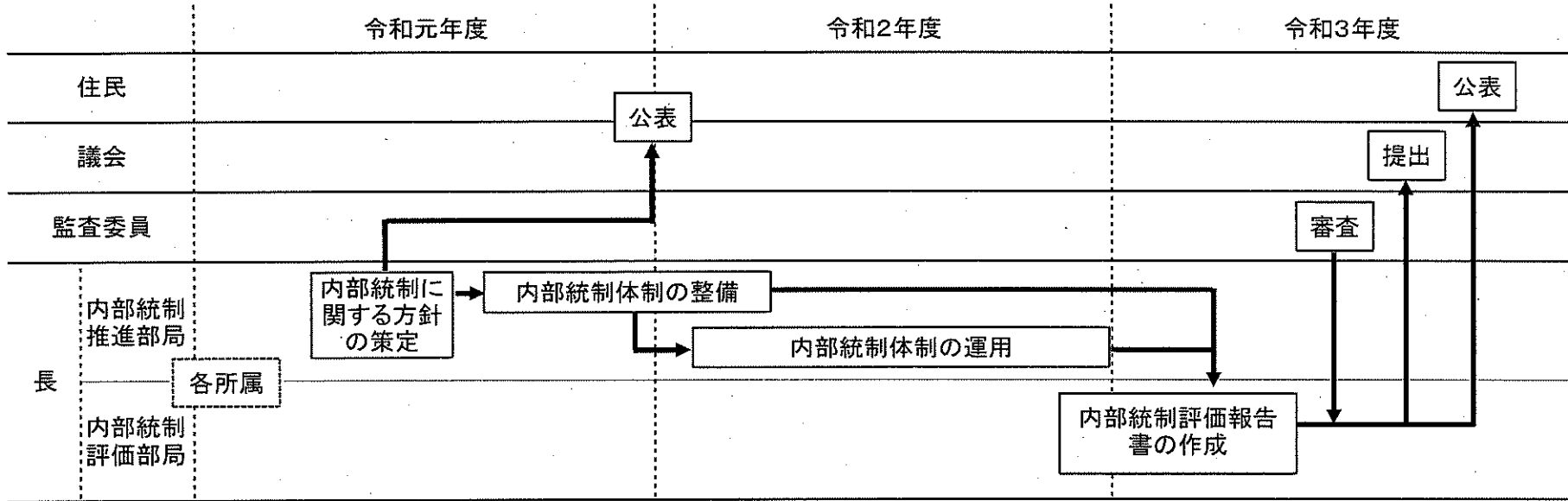
『重要性の大きいリスクに優先的に取り組むことで、過度な文書化・過度な統制を行うことを避けるべきである（ガイドラインから引用）』ことから、優先的に取り組むリスクをとりまとめ、各所属において「リスク評価シート」を活用し、リスク対応、リスク回避を図ります。（別紙2）

(4) 内部統制の評価と報告

内部統制の整備状況及び運用状況を評価し、「内部統制評価報告書」としてとりまとめます。また、この報告書に監査委員の意見を付して議会へ提出のうえ、公表します。

評価結果や監査委員及び議会の意見をふまえ、適宜制度の見直しを行うこととします。

内部統制制度の導入・実施スケジュール(イメージ) ※総務省説明会資料より抜粋



各所属における「リスク評価シート」を活用したリスク対応

① 「リスク評価シート」を作成し、リスクの認識、対応策決定

※「重要性の大きいリスクに優先的に取り組むことで過度な文書化・過度な統制を行うことを避ける」（ガイドラインから引用）

【ガイドラインにおけるリスク評価シート例】

リスク No.	リスクの内容	リスク対応策	対応者	規則・規程等	策定・改訂日	所管部局
1	非常勤職員報酬を誤って支払う。	庶務担当係長が、誤支払いの発生原因となる項目をチェックリスト化し、支払事務担当職員が起案する際の添付書類とし、ダブルチェックを実施する。	課長補佐	会計規則 職員給与等支払い事務マニュアル	H29.4更新 H31.4更新	出納局 出納局
2						

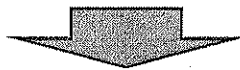


② 対応策を実施しながら業務を執行することによるリスク回避

※リスクが発生してしまった場合、対応策の見直し・実施によりリスク回避



③ 対応策の実施状況、リスクの発生状況に対する自己評価



④ 評価部局等の評価をふまえ、必要に応じて対応策の見直し